**春日井市○○区（町内会・自治会）防災マニュアル**

１　マニュアルの目的

|  |
| --- |
| （解説）区（町内会・自治会）の住民が共通の目的を共有するもので、マニュアルを作成する目的を明らかにするもの。 |

例文

このマニュアルは、「自分たちのまちは自分たちで守る」という理念の下、地震や風水害等の大規模災害の発生に備え、○○区（町内会・自治会）の住民自らが被害の事前防止や軽減、拡大防止に努めるために、あらかじめ必要な事項を定めるものである。

２　区（町内会・自治会）の住民の責務

|  |
| --- |
| （解説）区（町内会・自治会）の住民一人ひとりの責務を明らかにし、意思統一を図るもの。 |

例文

「自分の命は自分で守る」という防災の原点に立って、食料・飲料水の備蓄や消火・救助活動に協力するとともに、被害を軽減するため、区（町内会・自治会）の住民自らが災害活動の担い手となり、地域住民が協力し、組織的に行動すること。

３　事業所への協力依頼

|  |
| --- |
| （解説）地域内の事業所との連携を積極的に図り、区（町内会・自治会）の住民の被害を軽減するよう努める目的で記載するもの。 |

例文

区（町内会・自治会）に存する事業所との協力体制の確立を図り、大規模災害発生時における減災、災害復旧体制を構築する。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 | 協力内容 |
| ○○工場㈱ | 工場内スペースを避難場所として提供（約100人分） |
| ○○商店㈱ | 食料品の提供 |
| ○○マンション | 上層階を避難場所として提供 |

４　民生委員との連携

|  |
| --- |
| （解説）福祉面に精通する民生委員との連携は不可欠であるため、連携内容について定め、地域の防災体制の強化を図るもの。 |

例文

日頃から地域内の民生委員と情報交換を行い、災害発生時は連携し、ひとり暮らし高齢者や障がい者などの支援体制を確立する。

|  |  |
| --- | --- |
| 民生委員氏名 | 電話番号 |
| ○○　○○ | ○○－○○○○ |
| ○○　○○ | ○○－○○○○ |
| ○○　○○ | ○○－○○○○ |

５　区（町内会・自治会）在住の特殊な技術、技能、資格を持つ人との連携

|  |
| --- |
| （解説）区（町内会・自治会）の住民の中には、災害時に大きな役割を担うことができる技能や資格を持った人がおり、その人の協力を得ることにより地域の防災体制の強化を図るもの。 |

例文

医師、看護師、介護士、土木技師、建築士など、災害応急対策、災害復旧に必要な人材の発掘と、自主的な協力が得られるよう住民への情報提供依頼を行い、その名簿を作成する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 技能、資格 | 氏名 | 所属町内会 |
| 医師 | ○○　○○ | ○○丁目町内会 |
| 看護師 | ○○　○○ | ○○丁目町内会 |
| 建築士 | ○○　○○ | ○○丁目町内会 |

６　○○区(町内会・自治会)の防災体制の確立

|  |
| --- |
| （解説）区（町内会・自治会）の防災体制を明らかにし、その役割分担を明記するもの。 |

例文

市の指定避難所や避難場所、また区（町内会・自治会）で管理する集会施設、公民館や地域内の公園など、災害発生時に必要な情報を整理するとともに、災害時の機能を分散できるよう活動拠点となる施設の役割や機能を明確にした防災体制を確立する。

1. 本部機能

|  |
| --- |
| （解説）区（町内会・自治会）の災害対応の中枢を担う本部を定めるもの。 |

例文

○○町公民館を中心として、その他の区（町内会・自治会）の公民館や避難場所となる各公園、また、市の指定一般避難所である○○小学校、市の防災拠点となる○○センターとを結び、区（町内会・自治会）防災ネットワークを形成する。

○○町公民館が災害により被害を受けて使用できない場合は、区長・副区長（町内会長・副会長、自治会長・副会長）の判断により○○公民館を使用する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 施設名 | 電話 | 住所 |
| 本部 | ○○公民館 | ○○－○○○○ | ○○町○－○ |
| 代替本部 | ○○公民館 | ○○－○○○○ | ○○町○－○ |
| 一次避難場所  （１丁目町内会） | ○○公園 | － | ○○町○－○ |
| 一次避難場所  （２丁目町内会） | ○○公園 | － | ○○町○－○ |
| 市指定一般避難所 | ○○小学校 | ○○－○○○○ | ○○町○－○ |
| 市防災拠点 | ○○ｾﾝﾀｰ | ○○－○○○○ | ○○町○－○ |

※　区（町内会・自治会）で本部や避難所（追認）を開設した場合には、市の防災拠点（地震時）・市災害対策本部（風水害時）へ連絡する。

1. 災害用備蓄資材等

|  |
| --- |
| （解説）区（町内会・自治会）の災害対応で使用する資器材や備蓄食料等の保管場所、種類などを明らかにするもの。 |

例文

防災資器材、食料等を次表のとおり備蓄する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保管場所 | 名称 | 資器材の種類 |
| ○○公園 | 資器材倉庫 | リヤカー、ハンマー、バール、のこぎり、ヘルメット、ジャッキ、ロープ、消火栓開閉器具、可動式動力消防ポンプ、燃料携帯缶、ホース、拡声器、テント、担架、強力ライト、スコップ等 |
| ○○公園 | 土のう倉庫 | 土のう250袋、スコップ３ |
| ○○集会所 | ○○集会室 | 食料、毛布、簡易ベッド、マスク等 |

市の指定一般避難所○○小学校、または○○小学校

○○工場（事業所）

避難場所の提供

○○区災害対策本部

（場所：○○公民館

または○○公民館）

≪体制≫

総務班

連絡・広報班

食料・物資班

保健・衛生班

要配慮者支援班

施設管理班

屋外支援班

ボランティア班

避難場所の提供

・（地震時）　○○センター　☎　－

・（風水害時）災害対策本部　☎　－

一次避難場所（責任を持つ町内会・自治会長）

○○公園（１丁目）

○○公園（２丁目）

　　　※　風水害時については、直接指定一般避難所へ避難すること。

避難を余儀なくされた場合は、市の指定一般避難所へ避難する。

避難人員、

被災状況報告

資器材倉庫

（○○公園、○○公園）

連絡調整

・市の防災拠点

○○センター

・災害対策本部

７　区（町内会・自治会）防災ネットワーク

|  |
| --- |
| （解説）区（町内会・自治会）の防災に関するネットワークを定めて、災害時に迅速に活動ができるようあらかじめ図式化して見やすく表示しておくもの。 |

例文

次のとおり、区（町内会・自治会）防災ネットワークを確立し、日頃からの予防や災害発生時に活動を行う。

８　区（町内会・自治会）の役割分担

|  |
| --- |
| （解説）区（町内会・自治会）の各班体制を定め、その役割を明らかにし、図式化して見やすく表示しておくもの。災害が発生する時間によっては、仕事等により不在になる人もいることから、地域の実情に合わせて役割を決めておくことが重要。特に、避難所の運営を担う班については、性差や世代に配慮した運営を行えるような体制とすることが必要。 |

例示

＜班体制とその役割＞



＜役割分担表＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 班名 | 班長 | 構成員 |
| 総務班 | 区長  （副班長：副区長） | 各自治消防団長 |
| 各自主防災会長 |
| 各町内会長 |
| 各子ども会会長 |
| 民生委員 |
| 連絡・広報班 | ○○町内会長 | 各町内会○名 |
| 食料・物資班 | ○○町子ども会会長 | 各子ども会○名 |
| 保健・衛生班 | ○○自主防災会長 | 各自主防災会○名 |
| 要配慮者支援班 | ○○町内会長 | 各町内会○名 |
| 施設管理班 | ○○自主防災会長 | 各自主防災会○名 |
| 屋外支援班 | ○○町内会長 | 各町内会○名 |
| ボランティア班 | ○○町子ども会会長 | 各子ども会○名 |

＜各班の役割＞

1. 総務班

【平常時】

・本防災マニュアルの進行管理、訓練計画の作成

・有資格者などの名簿の作成、協力体制の確立

・災害時の避難支援制度の管理、運用

【災害時】

・被災者からの相談や問い合わせ等の相談窓口

・各活動班への指示、有資格者への協力依頼

・市の指定一般避難所に避難した場合の避難所における取りまとめ

・避難所での性別に配慮した運営（トイレ、更衣室、授乳室、相談係等）

・高齢者、障がい者など要配慮者に対する配慮

・区（町内会・自治会）全域の被害状況など情報全般の把握、市の防災拠点や災害対策本部及び各町内会への情報の伝達

・避難所での生活ルールの周知及び徹底

【市の防災拠点（地震時）・市災害対策本部（風水害時※）への連絡・報告項目】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 連絡・報告項目 | No | 連絡・報告項目 |
| 1 | 避難者数 | 4 | 不足食料数 |
| 2 | 負傷者数（死傷者含む） | 5 | 不足飲料水数 |
| 3 | 被害状況（道路・倒壊家屋等） | 6 | 不足資器材数 |

※市指定一般避難所（〇〇小学校）が開設されている場合は、上記連絡・報告事項について、市指定一般避難所の避難所運営者と連携を図ること。

②　連絡・広報班

【平常時】

・区（町内会・自治会）の住民への防災知識の普及

【災害時】

・災害支援本部やテレビ・ラジオ・避難者などから災害に関する情報を収集

・各町内会（自治会）の被害状況の把握、情報の収集・伝達、被害概況調査の実施

・各活動班や避難者などから収集した情報を総務班へ報告

　※情報収集の内容：けが人情報、建物被害、道路状況、避難状況など

・収集した情報を整理及び分類し、情報掲示板をつくり掲示するなど避難者へ情報を伝達

③ 食料・物資班

【平常時】

・非常食等の購入・管理

・非常食の家庭備蓄（ローリングストック法など）の広報

【災害時】

・炊き出し及び給水（資器材の準備を含む）

・食料・飲料水の必要数の把握、総務班への調達依頼連絡

・乳幼児に対する粉ミルクや離乳食などの配慮

・アレルギーや病気に対応した非常食の配慮

・食料・飲料水等の受け取り・保管

1. 保健・衛生班

【平常時】

・区（町内会・自治会）の住民への救出及び応急手当の方法の普及、区（町内会・自治会）の住民への救出、応急手当訓練の実施

【災害時】

・負傷者等の救出及び救護活動

・避難者の健康管理

・避難所における感染症対策

・避難所の定期的な換気、清掃などの衛生管理

・ペットとの同行避難に対する配慮

1. 要配慮者支援班

【平常時】

・家族などの支援者がおらず、避難所へ自力で行くことができない人など、特に配慮が必要な住民の把握

【災害時】

・災害時の避難支援制度による要配慮者の避難支援状況の把握

・要配慮者や在宅避難者に対する要望や必要な物資等を聞き取るための定期巡回

・女性や子どもへの暴力防止対策の検討

⑥ 施設管理班

【平常時】

・区（町内会・自治会）の住民への出火防止の啓発、消火資器材の確認、区（町内会）の住民への消火訓練の実施

【災害時】

・初期消火の実施

・防火対策の徹底

⑦　屋外支援班

【平常時】

・避難計画（避難経路や一次避難場所の公園の設定等）の作成及び周知

【災害時】

・避難誘導の実施

・地域内の住宅を戸別訪問し、安否確認を行う

・車中・テント生活者や避難所以外の場所に滞在する人に対しての支援

⑧　ボランティア班

【平常時】

・災害発生時の懸念事項について、検討

【災害時】

・災害ボランティアセンターから派遣されていることを確認（災害ボランティアセンターから配布されている名札シールをつけているかなど）し、ボランティアを受け入れ

・ボランティア活動の立ち合い

９　緊急連絡網

※市役所（災害対策本部）からの連絡先（窓口）を決めておく。◎等の印で分かるようにする。

・市災害対策本部　☎81－5111

・市防災拠点　○○センター（地震災害時）☎ －

◎総務班　班長

要配慮者支援班　班長

連絡・広報班　班長

○○町内会長

○○　○○

☎　－

副区長　○○　○○

☎　－

○○町内会長

○○　○○

☎　－

区長　○○　○○

☎　－

民生委員

○○　○○

☎　－

施設管理班　班長

保健・衛生班　班長

○○自治消防団長

○○　○○

☎　－

○○町内会長

○○　○○

☎　－

○○自主防災会長

○○　○○

☎　－

民生委員

○○　○○

☎　－

○○自治消防団長

○○　○○

☎　－

食料・物資班　班長

○○子ども会会長

○○　○○

☎　－

○○子ども会会長

○○　○○

☎　－

屋外支援班　班長

ボランティア班　班長

○○町内会長

○○　○○

☎　－

○○子ども会会長

○○　○○

☎　－

○○子ども会会長

○○　○○

☎　－

○○子ども会会長

○○　○○

☎　－

○○町内会長

○○　○○

☎　－

○○子ども会会長

○○　○○

☎　－

※各町内会、子ども会、自治消防団、自主防災会の構成員へは、組織ごとに連絡網を作成し、連絡する。

10　平常時からの区（町内会・自治会）の住民の備えや準備

|  |
| --- |
| （解説）平常時から区（町内会・自治会）の住民一人ひとりの備えや準備を行うことができるよう、知識の習得や備えについて啓発を行うもの。 |

例示

平常時から区（町内会・自治会）の住民一人ひとりが災害時に備えて準備を行い、被害を軽減するため、知識の習得や備えを行う。

※　内容は、本マニュアル16ページから27ページまでの「Ⅱ　防災に関する基礎知識」による。

11　災害時の区（町内会・自治会）の住民の避難行動

|  |
| --- |
| （解説）災害時の区（町内会・自治会）の住民一人ひとりの避難行動を明らかにし、有事の際の安全かつ円滑な避難ができるようにするもの。 |

例示

災害時の避難を安全かつ円滑に行うため、次のとおり、災害発生直後に気をつける事項や各町内会の一次避難場所を決める。各一次避難場所では、その場所での責任者となる町内会長が、避難者の数や負傷者の有無、町内の被害状況を確認し、総務班班長である区長に報告する。

1. 災害発生時に気をつける事項（自宅にいた場合の例）

地震の場合

１　地震の揺れが収まるまで、机の下などで身を守る。台所で火を使用し

ていた場合は、無理をして火を消しに行くと調理器具が落ちてきたりし

てやけどをする危険があるため、地震の揺れが収まるまで待ち、落ち着

いて火を消す。

２　自宅内の家族の安否を確認する。

３　転倒した家具や物、飛散したガラスに気をつけ、周囲を確認する。

４　電気のブレーカーを落とす。

５　窓や戸を開け、出口を確保する。

６　自宅に大きな被害を受けた場合は、非常持出品を用意し、区（町内会・自

治会）であらかじめ決めた一次避難場所へ避難する。

７　避難場所や避難所では、避難者同士で助け合う。

風水害の場合

１　日頃から大雨や洪水に関する気象予警報の情報入手を行う。

２　市からの避難に関する情報（警戒レベル３・４・５）があった場合は、自分の地域が該当しているか、日頃から登録しておいた市の安全安心情報ネットワークのメール配信内容やテレビなどで確認する。

３　避難に関する情報で自分の地域が該当している場合や、身の危険を感じ

た場合は、非常持出品を用意し、区・町内会・自治会であらかじめ決めた市

の指定一般避難所へ避難する。

４　避難所では、避難者同士で助け合う。

1. 避難ルート

地震の時は、まず一次避難場所に避難して様子を見て、必要に応じて市の指定避難所に移動する。

風水害の時は、市の指定一般避難所に避難する。

※地震、風水害を問わず、避難先として自宅や親類、友人宅で安全が確保でき

る場合は、適切な避難ルートを通り避難する。

○○町内会

一次避難場所：○○公園（○○町○○番地○）

市の指定一般避難所：○○小学校（○○町○○番地○）

※　地図上に区（町内会・自治会）ごとの避難場所や避難経路を記入する。

③避難所の感染症対策

１　非常持出品として、水、食料、日用品、常備薬などのほかに、マスク、アルコール消毒液、体温計など感染対策用品も持参する。

２　マスクの着用、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底する。

３　発熱や咳等体調の変化がある場合は、速やかに保健・衛生班を通じて、市の防災拠点（地震時）や市災害対策本部（風水害時）に連絡する。

**指定一般避難所**

○○小学校

…避難ルート

**一次避難場所**

△△公園

交番

☝ その他、地域の実情に応じて、その地域の危険箇所や避難場所を記したハザードマップを作成し、地域に影響のある河川の危険水位などの基準とともに、マニュアルに添付することも一つの方法です。

公園の写真

小学校の写真

地図

○○町内会

一次避難場所：○○公園（○○町○○番地○）

市の指定一般避難所：○○小学校（○○町○○番地○）